

## 旭川工業高等専門学校におけるエネルギーの使用の合理化に関する規則

制定 平成19. 11. 13達第10号  
改正 平成21. 3. 10達第16号 平成23. 3. 18達第41号  
平成27. 3. 20達第39号 令和 2. 3. 17規則第46号  
令和 5. 3. 22規則第22号

### 旭川工業高等専門学校におけるエネルギーの使用の合理化に関する規則

#### (目的)

第1条 この規則は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施（以下「エネルギー管理」という。）について定め、エネルギー使用の節減とエネルギーの有効な利用を推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規則において「エネルギー」とは、本校において使用される燃料及びこれを熱源とする熱並びに電気をいう。

#### (業務の総括)

第3条 校長は、本校におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務を総括する。

#### (エネルギー管理組織)

第4条 本校におけるエネルギー管理組織は、別図のとおりとする。

#### (審議機関)

第5条 本校におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項については、旭川工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）において審議する。

#### (エネルギー管理責任者等の職務)

第6条 エネルギー管理責任者は、各部門におけるエネルギー管理に関する業務を総括する。

2 エネルギー管理部門責任者は、各部門における照明設備、空調設備、暖房設備等に関するエネルギー管理を行う。

#### (エネルギー管理教育等)

第7条 各主事及び専攻科長は、学生に対し、エネルギー管理に関する教育及び指導を行うものとする。

#### (教職員及び学生の義務)

第8条 教職員及び学生は、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

#### (エネルギー管理標準)

第9条 本校におけるエネルギー管理を行うために、エネルギー管理標準を別に定める。

#### (雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、校長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成19年11月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成21. 3. 10 達第16号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成23. 3. 18 達第41号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成27. 3. 20 達第39号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 17 規則第46号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 3. 22 規則第22号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別図（第4条関係）

旭川工業高等専門学校エネルギー管理組織

